

報 告 事 項 (4)

教育政策課

| | |
|-----|--|
| 件 名 | 令和4年度に実施された監査の結果及び措置状況について |
| 概 要 | <p>1 監査の結果</p> <p>(1) <u>令和4年度普通会計定期監査(後期) (資料① 2頁～21頁)</u></p> <p>① 監査実施期間 令和4年9月7日～令和5年2月15日</p> <p>② 監査対象機関 実地監査28(県立学校27) 書面監査48 (地方機関1、教育機関2、県立学校45)</p> <p>③ 監査対象期間 実地監査 令和3年度～実地監査日 書面監査 令和3年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 24件 収入に関すること (県立学校 3件) 予算の執行に関すること (県立学校 2件) 契約に関すること (県立学校 6件) 工事に関すること (県立学校 1件) 物品に関すること (県立学校 3件) 財産の管理に関すること (県立学校 5件) その他 (県立学校 4件)</p> <p style="padding-left: 100px;">意 見 1件 指 導 77件</p> <p>(2) <u>令和4年度財政援助団体等監査 (資料① 22頁～36頁)</u></p> <p>① 監査実施期間 令和4年8月3日～令和5年2月15日</p> <p>② 監査対象機関 鹿町工業高等学校寄宿舎運営協議会</p> <p>③ 監査対象期間 令和3年度</p> <p>④ 結 果 指 導 1件</p> <p>2 監査の結果にかかる措置状況</p> <p>監査結果に対する措置状況等について、資料②のとおり なお、措置状況については、地方自治法第199条第12項及び 第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知します。</p> |

概 要

<参考1：定期監査（後期）における前年度比較>

| | 収入 | 予算 執行 | 契約 | 工事 | 補助 金等 | 物品 | 財産 管理 | その他 | 計 |
|----|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|----------------|---------------|-------------|-----------------|
| 指摘 | +2 (1) 3 | ▲2 (4) 2 | ▲1 (7) 6 | ±0 (1) 1 | ±0 (0) 0 | +1 (2) 3 | +4 (1) 5 | +3 (1) 4 | +7 (17) 24 |
| 意見 | ±0 (0) 0 | ±0 0 | ±0 (0) 0 | ±0 (0) 0 | ±0 (0) 0 | ±0 (0) 0 | +1 (0) 1 | ±0 (0) 0 | +1 (0) 1 |
| 指導 | ▲5 (6) 1 | ±0 (0) 0 | +8 (34) 42 | ±0 (0) 0 | ±0 (1) 1 | ▲13 (27) 14 | +9 (5) 14 | +4 (1) 5 | +3 (74) 77 |
| 計 | ▲3 (7) 4 | ▲2 (4) 2 | +7 (41) 48 | ±0 (1) 1 | ±0 (1) 1 | ▲12 (29) 17 | +14 (6) 20 | +7 (2) 9 | +11 (91) 102 |

※（ ）は前年度後期監査結果件数

※上段の数値は前年度からの増減数

<参考2：定期監査（後期）における指摘事項等件数の推移>

| | R2 | R3 | R4 |
|----|----|----|-----|
| 指摘 | 16 | 17 | 24 |
| 意見 | 2 | 0 | 1 |
| 指導 | 54 | 74 | 77 |
| 計 | 72 | 91 | 102 |

報告事項(4)資料①

監査の結果について

教 育 政 策 課

令 和 5 年 5 月



R04-21000-01490

令和5年3月16日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司 様

長崎県監査委員 下田 芳之
同 砺山 和仁
同 前田 哲也
同 中村 泰輔

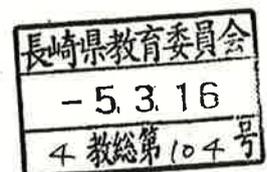


監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した下記監査の結果を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 令和4年度普通会計定期監査結果（後期）
- 2 令和4年度財政援助団体等監査監査結果



令和4年度

普通会計定期監査結果(後期)

令和5年3月

長 崎 県 監 査 委 員

目 次

| | |
|----------------|-------|
| 第1 監査の概要 | 1ページ |
| 1 監査対象機関及び実施日 | |
| 2 監査対象期間 | |
| 3 監査の観点 | |
| 4 基本事項 | |
| 第2 監査の結果 | 3ページ |
| 1 総 括 | |
| 2 指摘事項等の状況 | |
| 第3 指摘事項 | 6ページ |
| 第4 意 見 | 13ページ |
| (別 紙)委員監査の実施状況 | |
| 1 実地監査 | 14ページ |
| 2 書面監査 | 17ページ |

令和4年度普通会計定期監査結果（後期）

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和4年度後期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和4年9月7日から令和5年2月15日までの期間において、118箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

| | 地 方 機 関 | | | |
|------|---------|-------|-----|-----|
| | 知事部局 | 県立学校等 | 警察署 | 計 |
| 実地監査 | 9 | 28 | 7 | 44 |
| 書面監査 | 12 | 48 | 14 | 74 |
| 合計 | 21 | 76 | 21 | 118 |

2 監査対象期間

原則として令和3年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和4年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 業務の履行確認は、徹底されているか。
- ② 予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

[単位:件]

| | 計 | 収入未済 | 収入 | 予算執行 | 契約 | 工事 | 補助金等 | 物品 | 財産管理 | その他 |
|------|--------------|----------|------------|-----------|-------------|----------|----------|------------|------------|-----------|
| 指摘事項 | (59) 65 | (3) 2 | (5) 7 | (4) 4 | (27) 17 | (3) 2 | | (11) 15 | (3) 10 | (3) 6 |
| 指導事項 | (205) 167 | (6) 6 | (7) 8 | (4) 7 | (104) 82 | (1) 2 | (4) 1 | (54) 33 | (18) 26 | (7) 2 |
| 意見 | (3) 2 | | | | (2) | | | (1) | | |
| 合計 | (267) 234 | (9) 8 | (12) 15 | (8) 11 | (133) 99 | (4) 4 | (4) 3 | (66) 48 | (21) 38 | (10) 8 |

()は令和3年度後期監査結果件数

今回は、「財産の管理」に関して、学校保健安全法に定める学校安全計画の策定などの対応状況に留意したことなどにより、当項目において検出件数が特に増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1)指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3)意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について（指摘2件、指導6件）

収入未済については、適正な債権管理を行い、個別状況に応じた早期の対応に努めるなど効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めるべきである。

(2) 収入について（指摘7件、指導8件）

生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず告示等を行っていない事例、公用車の自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行っていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について（指摘4件、指導7件）

浄化槽の維持管理において法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている事例、備品購入において地方機関で購入することができる金額を超えて購入している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について（指摘17件、指導82件）

トンネル非常用設備点検業務委託で報告された不具合箇所について対応が遅延している事例、自家用電気工作物保守管理業務において契約期間内に点検が実施されていない事例、浄化槽ブローワー修理の契約において見積書を徴取していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について（指摘2件、指導2件）

道路改良工事において、アンカーボルトの引張試験の結果を確認しないまま完了検査を合格としている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について（指摘2件、指導1件）

補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者が異なっている事例などが認められたので、補助金等交付規則などに則り適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について（指摘15件、指導33件）

消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない事例や倉庫等に使用見込みのない備品等が長期間保管されている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について（指摘10件、指導26件）

学校内の施設及び設備について学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない事例、従物（工作物等）内訳表が作成されていない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

（9）その他（指摘6件、指導2件）

公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例、保管金において税務署へ納付すべき所得税等の一部が4年にわたり払い出されていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等) [吉岐振興局管理部税務課]

2 地域振興部

(1) 予算の執行

支出事務において、歳出審査済一覧表の確認処理が不十分である。

[県央振興局管理部総務課]

(2) 契約

① 県公用車の損傷箇所の修繕について、特段の理由がないにもかかわらず、1者随意契約を行っている。また、履行期限の延長にかかる対応が不十分である。

[五島振興局上五島支所総務課]

② 上五島保健所浄化槽清掃業務において、見積書を徴取していない。

[五島振興局上五島支所総務課]

(3) 物品

① 前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、レターパックの現在数が消耗品等出納簿(切手)の残数と一致しない。

[五島振興局管理部総務課]

② 消耗品等出納簿(切手・収入印紙)において、作成漏れがある。

[吉岐振興局管理部総務課]

(4) 財産の管理

吉岐振興局庁舎1階売店前において、物販スペースとして廊下の一部を使用させている。

[吉岐振興局管理部総務課]

3 県民生活環境部

(1) その他

食品衛生法第28条に基づく収去検査において、生活衛生課から令和3年7月12日付の通知「収去検査における指導基準不適合時の対応について」を受けていたにもかかわらず、事業者から食品を収去し、食品検査で不適合となった後の対応が不十分である。

[対馬振興局保健部衛生環境課]

4 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(障害福祉手数料等) [こども医療福祉センター]

(2) 収入

公衆電話利用料において、収納した現金を現金出納簿に登録していない。また、現金払込書ではなく納入通知書により払い込んでいる。

[佐世保こども・女性・障害者支援センター]

(3) 契約

第三者評価業務委託において、見積書を徴取していない。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

(4) 物品

① 消耗品等出納簿(切手等)について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。また、令和4年度当初に記載する前年度からの繰越高の欄に出納員等の押印がない。 [佐世保こども・女性・障害者支援センター]

② 利用実績がない高額重要物品の医療機器について、前回指導したにもかかわらず、利活用や処分を検討していない。 [こども医療福祉センター]

③ 重要物品及び備品の処分において、不用及び処分の決定決議を行わないまま棄却処分している。 [こども医療福祉センター]

④ 倉庫に使用済の物品が大量に長期間保管されている。 [こども医療福祉センター]

(5) 財産の管理

① 従物(工作物等)内訳表が作成されていない。 [こども医療福祉センター]

② 敷地内にある物置について、目的外使用許可の手続きがとられていない。 [こども医療福祉センター]

(6) その他

公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。 [こども医療福祉センター]

5 水産部

(1) 予算の執行

予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。
[総合水産試験場]

(2) 契約

① 有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。
[総合水産試験場]

② 漁業調査船用燃料単価契約（A重油）の変更契約において、予定価格調書を作成していない。また、当初の予定額の積算を誤っている。さらに、契約保証金の免除要件確認が不十分である。加えて、変更契約時に徴取した見積書に見積決定日及び受付印がない。
[総合水産試験場]

(3) 補助金等

① 持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。
[五島振興局農林水産部水産課]

② 持続可能な新水産業創造費補助金において、長崎県水産部関係補助金等交付要綱等の補助対象者と実際の交付申請者、交付決定の相手方が異なっている。
[対馬振興局農林水産部対馬水産業普及指導センター]

(4) 物品

消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致していない。
[総合水産試験場]

(5) 財産の管理

水管について、占用に係る協議を行わないまま漁港施設及び海面を占用している。
[総合水産試験場]

6 農林部

(1) 収入

① 公用車の自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行っていない。また、処分手続きが遅延している。
[五島振興局農林水産部農業振興普及課]

② 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。
[農林技術開発センター]

(2) 契約

自家用電気工作物保安管理業務委託において、至急対応が必要な不具合等が過去から報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。 [農林技術開発センター]

(3) 物品

① 物品の取得において、前回の監査で農林技術開発センター内の他部署に指導したにもかかわらず、物品出納簿に登記すべき物品が登記されていない。

[農林技術開発センター]

② 老朽化して使用されていない物品及び設備が多数存在し、適切に管理されていない。

[農林技術開発センター]

③ 消耗品等出納簿（切手）において、現物と帳簿が一致しないものがある。また、年度当初並びに毎月末の物品管理者等による確認が行われていない。

[農林技術開発センター]

④ 生産品について、消耗品等出納簿への登記が遅延している。また、委託販売契約に定める受託証を徴していない。

[農林技術開発センター]

7 土木部

(1) 収入

公文書の写しの交付において、決裁を行うことなく写しを交付している。

[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

(2) 契約

① 電気工作物（一般用・自家用）保安点検業務委託において、大左右川樋門の自家用電気工作物の不具合箇所について、対応が遅延している。また、樋門管理操作を受託している壱岐市が契約どおりに点検しているか確認されていない。

[壱岐振興局建設部管理・用地課]

② 壱岐振興局管内道路台帳補正委託（単価契約）において、検査調書を作成していない。

[壱岐振興局建設部建設課]

③ 一般国道 382 号外 3 線道路維持工事（トンネル非常用設備点検業務委託）で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。

[対馬振興局建設部道路課]

④ 対馬振興局管内ダム電気通信設備保守点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。

[対馬振興局建設部河港課]

- ⑤ 瀬川総合流域防災工事（橋梁設計業務委託）において、現在地で橋梁を架け替える予定であるにもかかわらず、既設橋撤去を積算していない。

[対馬振興局建設部河港課]

(3) 工事

- 一般県道諫早外環状線道路改良工事（盛土工10）において、アンカーボルトの引張試験の結果を確認しないまま完了検査を合格としている。

[県央振興局建設部道路第二課]

(4) 物品

- 前回指導したにもかかわらず、消耗品等出納簿（切手）において、令和4年度当初の繰越高確認に、物品管理者・出納員の確認がなされていない。

[対馬振興局建設部上県土木出張所]

8 教育庁

(1) 収入

- ① 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。
[島原農業高等学校]
- ② 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。
[北松農業高等学校]
- ③ 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。
[大村城南高等学校]

(2) 予算の執行

- ① 浄化槽の維持管理において、法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている。
[五島南高等学校]
- ② 備品購入において、地方機関で購入することができる金額を超えて購入している。
[島原農業高等学校]

(3) 契約

- ① 植木剪定及び枯松伐採業務委託の見積合わせにおいて、提出期限を過ぎた見積書を有効として見積決定を行っている。
[大崎高等学校]
- ② PCR検査において、見積書を徴取していない。
[奈留高等学校]

- ③ 溶接ヒューム（マンガ）濃度測定業務委託において、測定結果に対する換気等の措置を講じた後、法で定める効果確認のための再測定を行っていない。

[長崎工業高等学校]

- ④ 油圧万能試験機設置に伴う付帯工事の設計委託において、FAX見積が同価の場合のくじによる決定手順を誤っている。

[鹿町工業高等学校]

- ⑤ 浄化槽ブローア修理の契約において、見積書を徴取していない。

[島原特別支援学校]

- ⑥ 自家用電気工作物保守管理業務において、契約期間内に点検が実施されていない。

[諫早東特別支援学校]

(4) 工事

- ろ過装置ろ材取替工事において、設計に誤りがあり、予定額の積算が不十分である。

[長崎工業高等学校]

(5) 物品

- ① 県立学校ICT活用授業推進事業（1人1台パソコン）により導入したタブレット型パソコンについて、貸付の決定がないまま生徒へ貸付を行っている。

また、受領書徴取と貸付物品返却確認チェック表の確認が組織として行われていない。

[西陵高等学校]

- ② カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、西陵高等学校所有以外のものが多数置かれており、管理が不十分である。

[西陵高等学校]

- ③ カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、長崎鶴洋高等学校以外の物品が多数置かれており、管理が不十分である。

[長崎鶴洋高等学校]

(6) 財産の管理

- ① 学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、安全点検が実施されていない。

[国見高等学校]

- ② 一般国道204号に設置している学校の案内柱について、道路法に基づく道路占用許可を受けておらず、管理が不十分である。

[佐世保商業高等学校]

- ③ 臨海実習場に係る取水管について、占用許可を受けないまま道路及び漁港施設を占用している。

[長崎鶴洋高等学校]

④ 学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、定期的な安全点検が実施されていない。 [五島海陽高等学校]

⑤ 学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない。 [鶴南特別支援学校]

(7) その他

① 公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリストが作成されていない。また、公用車等運転確認簿が作成されていない車両がある。さらに、道路交通法施行規則の一部改正を反映した、公用車の公用車等運転確認簿の整備がなされていない。

[諫早農業高等学校]

② 保管金において、税務署へ納付すべき所得税等の一部が4年にわたり払い出されていない。

[大村工業高等学校]

③ 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。

[清峰高等学校]

④ 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。

[川棚特別支援学校]

9 警察本部

(1) 財産の管理

借上財産の排水管敷地について、公舎取り壊しにより借上契約を終了しているが、存置する県有の排水管の譲渡等の手続きが行われていない。

[対馬南警察署]

第4 意見

今期の監査では、契約事務において、委託業務等の仕様書で廃棄物処理を求めているにもかかわらず処理に係る確認を行っていない事例、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を保存していない事例、剪定業務で処分に係る写真等を提出していない事例などが見受けられたので、各種手引等に基づいて適切な事務手続を進め、確実な履行確認が行われるよう、決裁ラインによる組織としてのチェック体制を徹底されたい。

さらに、設備等の点検業務委託において、消防庁告示で6ヶ月に1回と定められている点検が遅延している事例、実際の点検が契約書で定める時期と異なっている事例などが見受けられたため、適正な時期に点検を行うよう十分留意されたい。

なお、執行機関等に対し今回の監査において特に速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 学校保健安全法に定める学校安全計画の策定等について

平成21年4月1日から改正施行された学校保健安全法により、全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないとされている。

しかしながら、県立学校において、同法に基づく学校安全計画が策定されていない事例、安全点検が実施されていない事例、安全点検の実施が確認できない事例が少なからず見受けられたので、所管課においては、県立学校に対し、同法に基づく計画の策定及び施設設備の安全点検等を適正に行うよう指導し徹底されたい。

〔児童生徒支援課、教育環境整備課〕

(2) 設備等における従物（工作物等）内訳表の登載について

公有財産（従物を含む）は、県民から負託された重要な財産であり、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて効率的に運用することが求められる。

従物（工作物等）については、「土地、建物の従物（工作物等）の公有財産台帳への登載について」（平成20年10月16日20管第89号総務部長通知）により、従物（工作物等）内訳表に登載する必要があるが、修繕、改良、更新等があった場合（原状回復程度の修繕を除く）も同様であることが規定されている。

しかしながら、地方機関において、従物（工作物等）内訳表を作成していない事例、修繕・更新等により機能が向上した設備（LAN配線の新設、LED照明への更新など）が従物（工作物等）内訳表に登載されていない事例などが散見されたので、所管課においては、従物（工作物等）内訳表の適正な整備について、再度周知徹底されたい。

〔管財課〕

(別紙) 委員監査の実施状況

1 実地監査

| 監査対象機関 | 委員監査年月日 | 監査委員 |
|-------------|------------|----------------------------|
| [知事部局] | | |
| (振興局) | | |
| 県央振興局 | 令和4年12月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 五島振興局 | 令和4年11月14日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 五島振興局上五島支所 | 令和4年11月15日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 壱岐振興局 | 令和4年11月7日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 対馬振興局 | 令和4年11月8日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| (福祉保健部関係) | | |
| 上五島福祉事務所 | 令和4年11月15日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| こども医療福祉センター | 令和5年1月16日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| (水産部関係) | | |
| 総合水産試験場 | 令和5年1月17日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| (農林部関係) | | |
| 農林技術開発センター | 令和5年1月16日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| [県立学校等] | | |
| 埋蔵文化財センター | 令和4年11月7日 | 下田 芳之 中村 泰輔 |
| 長崎東中学校 | 令和5年1月17日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 佐世保北中学校 | 令和5年1月24日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 長崎東高等学校 | 令和5年1月17日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|------------|-------------|
| 佐世保北高等学校 | 令和5年1月24日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 島原高等学校 | 令和5年1月12日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 西陵高等学校 | 令和5年1月11日 | 下田 芳之 |
| 松浦高等学校 | 令和5年1月23日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 波佐見高等学校 | 令和5年1月23日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 国見高等学校 | 令和5年1月12日 | 下田 芳之 |
| 五島南高等学校 | 令和4年11月15日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 奈留高等学校 | 令和4年11月15日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 対馬高等学校 | 令和4年11月8日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 諫早農業高等学校 | 令和5年1月11日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 西彼農業高等学校 | 令和5年1月17日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 北松農業高等学校 | 令和5年1月23日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 鹿町工業高等学校 | 令和5年1月23日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 佐世保商業高等学校 | 令和5年1月24日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 島原商業高等学校 | 令和5年1月12日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 長崎鶴洋高等学校 | 令和5年1月16日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 五島海陽高等学校 | 令和4年11月15日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 鳴滝高等学校 | 令和5年1月17日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 佐世保中央高等学校 | 令和5年1月24日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 盲学校 | 令和5年1月17日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 島原特別支援学校 | 令和5年1月12日 | 下田 芳之 |
| 長崎特別支援学校 | 令和5年1月16日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|------------|-------------|
| 諫早東特別支援学校 | 令和5年1月16日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 大村特別支援学校 | 令和5年1月11日 | 下田 芳之 |
| [警察署] | | |
| 大浦警察署 | 令和5年1月16日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 浦上警察署 | 令和5年1月17日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 佐世保警察署 | 令和5年1月24日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 松浦警察署 | 令和5年1月23日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 五島警察署 | 令和4年11月15日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 壱岐警察署 | 令和4年11月7日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 対馬南警察署 | 令和4年11月8日 | 下田 芳之 中村 泰輔 |

2 書面監査

| 監査対象機関 | 監査対象機関 |
|---------------------|-------------|
| [知事部局] | [県立学校等] |
| (危機管理監関係) | 対馬歴史研究センター |
| 消防学校 | 教育センター |
| (総務部関係) | 長崎図書館 |
| 東京事務所 | 諫早高等学校附属中学校 |
| (県民生活環境部関係) | 長崎西高等学校 |
| 諫早食肉衛生検査所 | 長崎南高等学校 |
| (福祉保健部関係) | 長崎北高等学校 |
| 西彼福祉事務所 | 長崎北陽台高等学校 |
| 東彼・北松福祉事務所 | 佐世保南高等学校 |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター | 佐世保西高等学校 |
| 佐世保こども・女性・障害者支援センター | 諫早高等学校 |
| (こども政策局関係) | 大村高等学校 |
| 開成学園 | 五島高等学校 |
| (産業労働部関係) | 猶興館高等学校 |
| 長崎高等技術専門校 | 大崎高等学校 |
| 佐世保高等技術専門校 | 西彼杵高等学校 |
| (農林部関係) | 川棚高等学校 |
| 肉用牛改良センター | 諫早東高等学校 |
| (土木部関係) | 小浜高等学校 |
| 石木ダム建設事務所 | 口加高等学校 |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------------|--------------|
| 北松西高等学校 | 虹の原特別支援学校 |
| 宇久高等学校 | 鶴南特別支援学校 |
| 上五島高等学校 | 希望が丘高等特別支援学校 |
| 中五島高等学校 | 川棚特別支援学校 |
| 壱岐高等学校 | 諫早特別支援学校 |
| 豊玉高等学校 | 桜が丘特別支援学校 |
| 上対馬高等学校 | [警察署] |
| 島原農業高等学校 | 長崎警察署 |
| 長崎工業高等学校 | 時津警察署 |
| 佐世保工業高等学校 | 西海警察署 |
| 島原工業高等学校 | 諫早警察署 |
| 大村工業高等学校 | 雲仙警察署 |
| 諫早商業高等学校 | 島原警察署 |
| 壱岐商業高等学校 | 南島原警察署 |
| 佐世保東翔高等学校 | 川棚警察署 |
| 大村城南高等学校 | 早岐警察署 |
| 平戸高等学校 | 相浦警察署 |
| 長崎明誠高等学校 | 江迎警察署 |
| 島原翔南高等学校 | 平戸警察署 |
| 清峰高等学校 | 新上五島警察署 |
| ろう学校 | 対馬北警察署 |
| 佐世保特別支援学校 | |

令和4年度

財政援助団体等監査
監査結果

長崎県監査委員

目 次

| | | |
|------|-------------------------------|---|
| 第 1 | 監査の概要 | 1 |
| 第 2 | 監査の結果 | |
| 1 | 総括 | 1 |
| 2 | 指摘事項等件数 | 1 |
| 3 | 指摘事項及び意見 | 2 |
| | 【出資団体】 | |
| | (1) 長崎国際航空貨物ターミナル 株式会社 | 2 |
| | (2) 公益財団法人 長崎県産業振興財団 | 3 |
| | (3) 長崎県土地開発公社 | 3 |
| | (4) 長崎県央バス 株式会社 | 3 |
| | (5) 公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター | 5 |
| | 【公の施設の指定管理者】 | |
| | (6) 株式会社 乃村工藝社 | 5 |
| | [施設名：長崎歴史文化博物館] | |
| | [施設名：長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム] | |
| | (7) 特定非営利活動法人 Fine ネットワークながさき | 5 |
| | [施設名：県民ボランティア活動支援センター] | |
| | (8) 一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会 | 5 |
| | [施設名：長崎交通公園] | |
| | (9) 一般社団法人 長崎県公園緑地協会 | 6 |
| | [施設名：長崎県立平戸公園、長崎県立田平公園] | |
| | (10) 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体 | 6 |
| | [施設名：長崎県立百花台公園] | |
| | 【補助等団体】 | |
| | (11) 一般社団法人 長崎県観光連盟 | 7 |
| | (12) 一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会 | 7 |
| 4 | 指導事項 | 8 |
| (別紙) | 令和 4 年度財政援助団体等監査の実施状況 (32 団体) | 9 |

令和4年度財政援助団体等監査 監査結果

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、かつ、長崎県監査基準に準拠し、令和4年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和3年度に財政的援助等を行った、別紙記載の32団体。

(2) 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

(3) 監査の実施内容

実地監査及び書面監査により実施。(詳細は別紙のとおり)

ア 監査年月日

令和4年8月3日～令和5年2月15日

イ 監査委員

下田 芳之、砺山 和仁、前田 哲也、中村 泰輔

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善等を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

| 区 分 | 指 摘 事 項 | | 指 導 事 項 | | 意 見 | | 合 計 | |
|-----------|---------|----|---------|----|-----|----|------|----|
| | 団体数 | 件数 | 団体数 | 件数 | 団体数 | 件数 | 団体数 | 件数 |
| 団体に対するもの | 7 | 8 | 7 | 14 | 3 | 3 | ※ 13 | 25 |
| 主務課に対するもの | 6 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | ※ 7 | 8 |
| 合 計 | — | 14 | — | 15 | — | 4 | — | 33 |

※合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※ 監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

【出資団体】

(1) 長崎国際航空貨物ターミナル 株式会社

意見

ア 航空貨物取扱事業について

当該団体の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより5.0トン（令和2年度：4.0トン）となっている。

早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、県や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。

意見（対象：交通政策課）

ア 航空貨物取扱事業について

長崎国際航空貨物ターミナル（株）の令和3年度航空貨物取扱量は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国際線（長崎～上海線）の運休や国内線航空機の小型化による貨物取扱量の減少などにより、5.0トン（令和2年度：4.0トン）となっている。

早期の取扱量拡大は困難な状況にあるものの、今後、国際線の運航やクルーズ船の県内寄港の再開、九州・長崎IR区域整備計画の認定や長崎空港の24時間化に向けた動きなど、事業環境が改善する要素も見受けられるので、引き続き、当該団体や関係機関と連携しながら、航空貨物取扱量の拡大に努められたい。

当該団体の国際航空貨物取扱量の推移 (単位:トン)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 取扱量 | 42.7 | 1.8 | 3.8 |

当該団体の国内航空貨物取扱量の推移 (単位:トン)

(ORC 福江ー長崎)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 取扱量 | 3.5 | 2.2 | 1.2 |

(2) 公益財団法人 長崎県産業振興財団

指摘事項

ア 特定資産に係る取扱要領について

令和元年度の監査において、特定目的のため預金等を積み立てる特定資産に係る取扱要領の作成を検討するよう指導したが、未だ作成されていないので、速やかに取扱要領を作成すること。

(3) 長崎県土地開発公社

意見

ア 当法人の事業完了及び解散・清算について

当法人は、令和3年度に策定した「長崎県土地開発公社経営改善計画(令和4年度～令和7年度)」に基づき、令和7年度末で事業を完了することとしているが、造成した住宅用地の販売促進や大村臨海工業用地の県買戻し等の課題があるので、県関係部局等とのより一層の連携を図りながら、円滑な解散・清算を進められたい。

(4) 長崎県中央バス 株式会社

指摘事項

ア 固定資産の会計処理について

固定資産台帳において、中古乗合車両5台分の取得価格を、当該団体の会計処理方式に基づき税抜価格で処理すべきところ税込価格で記載している。

また、売却した貸切車両について、売却価額と売却時簿価の差額を固定

資産売却損益として計上すべきところ売却代金のみを雑収入として計上するなど、固定資産の会計処理が適切でない事例が散見されるので、適正な処理を行うこと。

意見

ア 経営状況について

令和3年度の経営成績は、売上高が7億637万円で、経常損失が1,767万円、当期純損失が2,098万円となっており前年度に比べ561万円悪化し、累積欠損金は3,533万円に膨らんでいる。これは主に、独自運行事業のうち貸切事業（臨時運輸収入）に係る売上がコロナ禍前の水準まで回復していないことによるものである。

現在、令和6年度からの長崎県交通局への事業統合が検討されているが、同局と連携しながら一層の収支改善に努められたい。

○損益計算書

(単位:千円)

| | R1 | R2 | R3 | 増減額 | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | R3-R2 | R3-R1 |
| 売上高 | 748,523 | 682,541 | 706,375 | 23,833 | △42,148 |
| 独自 | | | | | |
| 普通運輸収入 | 63,530 | 53,999 | 51,560 | △2,439 | △11,970 |
| 定期券収入 | 30,765 | 28,920 | 35,808 | 6,888 | 5,043 |
| 臨時運輸収入 | 44,913 | 5,823 | 4,539 | △1,283 | △40,374 |
| 小計 | 139,208 | 88,741 | 91,907 | 3,165 | △47,301 |
| 運行受託収入(交通局) | 606,789 | 592,580 | 613,270 | 20,691 | 6,481 |
| 広告収入 | 311 | 131 | 182 | 51 | △129 |
| 雑収入 | 2,215 | 1,090 | 1,016 | △74 | △1,199 |
| 売上原価 | 730,495 | 701,181 | 713,760 | 12,580 | △16,735 |
| 売上総利益 | 18,028 | △18,639 | △7,385 | 11,254 | △25,413 |
| 販売費及び一般管理費 | 17,144 | 17,462 | 15,277 | △2,186 | △1,867 |
| 営業利益 | 884 | △36,102 | △22,662 | 13,439 | △23,546 |
| 営業外収益 | 809 | 21,070 | 6,213 | △14,857 | 5,404 |
| 営業外費用 | | | 1,217 | 1,217 | 1,217 |
| 経常利益 | 1,693 | △15,032 | △17,667 | △2,635 | △19,359 |
| 特別利益 | | | 417 | 417 | 417 |
| 特別損失 | | | 3,396 | 3,396 | 3,396 |
| 税引前当期純利益 | 1,693 | △15,032 | △20,646 | △5,614 | △22,339 |
| 法人税等 | 2,247 | 333 | 333 | 0 | △1,914 |
| 当期純利益 | △554 | △15,365 | △20,979 | △5,614 | △20,424 |
| 利益剰余金(累積欠損金) | 1,017 | △14,348 | △35,327 | △20,979 | △36,343 |

※端数処理(四捨五入)の関係上、合計と内訳が一致しないものがある。

(5) 公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

指摘事項

ア 補助金について

長崎県暴力追放運動推進センター補助金に係る暴力追放相談委員に対する謝金について、支払の根拠となる相談回数資料が作成されておらず、相談回数の実績が確認できない。

【公の施設の指定管理者】

(6) 株式会社 乃村工芸社

[施設名：長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム]

指摘事項

ア 収蔵資料の管理について（長崎歴史文化博物館）

長崎歴史文化博物館の収蔵資料について、全数点検が計画的に進められているが、現在11点の所在が確認できない状態となっているので、引き続き、所在の確認及び収蔵資料の適正な保存管理に努めること。

イ 企画展のチケットの管理について（長崎歴史文化博物館）

令和4年7月から8月に開催した企画展のチケットについて、印刷納入時の履行確認が未実施であったため、使用枚数と残枚数の合計が発注枚数と一致していないので、適正な会計処理を行うこと。

(7) 特定非営利活動法人 Fine ネットワークながさき

[施設名：県民ボランティア活動支援センター]

指摘事項（対象：県民生活環境課）

ア 備品の貸付について

指定管理（令和3年4月～令和6年3月）に際し、故障のため使用できないオフセット印刷機を貸与している。

(8) 一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会

[施設名：長崎交通公園]

指摘事項

ア 施設利用者数の目標値設定について

長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の

目標値を設定している(指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人)が、目標値設定に際して、事前に県主務課と調整・協議を行うこと。

指摘事項（対象：交通・地域安全課）

ア 施設利用者数の目標値設定について

長崎交通公園の目標利用者数について、指定管理者と県主務課で別々の目標値を設定している(指定管理者：50,000人、県主務課：109,000人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

(9) 一般社団法人 長崎県公園緑地協会

[施設名：長崎県立平戸公園、長崎県立田平公園]

指摘事項

ア 備品の管理について

県北振興局建設部田平土木維持管理事務所から貸与された芝刈機、噴霧器について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。

指摘事項（対象：県北振興局建設部田平土木維持管理事務所）

ア 備品の貸付について

指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、噴霧器を貸与している。

(10) 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体

[施設名：長崎県立百花台公園]

指摘事項

ア 備品の管理について

島原振興局建設部管理課から貸与された芝刈機、草刈機について、故障のため使用できないにもかかわらず、その対応について県と協議していないので、基本協定書に基づき、適正な物品管理を行うこと。

指摘事項（対象：島原振興局建設部管理課）

ア 備品の貸付について

指定管理に際し、故障のため使用できない芝刈機、草刈機を貸与している。

【補助等団体】

(11) 一般社団法人 長崎県観光連盟

指摘事項（対象：観光振興課）

ア 補助金の戻入について

令和3年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）の戻入について、変更交付決定日（令和4年3月31日）付の返納通知書を、納入期限（4月15日）の経過後（4月20日）に当該団体へ送付しており、また、当該納入期限（4月15日）が、長崎県財務規則第27条第1項第5号の規定に基づいた設定（4月14日）となっていないので、適切な事務処理に努めること。

(12) 一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会

指摘事項（対象：こども家庭課）

ア 補助金の戻入について

令和3年度長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金の戻入について、変更交付決定日（令和4年3月31日）付の返納通知書を、納入期限（4月14日）の経過後（4月21日）に当該団体へ送付しているので、適切な事務処理に努めること。

4 指導事項

| 項 目 | | 団 体 数 | 件 数 |
|-------------|-------------|-------|-----|
| 団 体 | 会 計 処 理 | 4 | 6 |
| | 事 務 処 理 | 1 | 1 |
| | 補 助 金 | 2 | 2 |
| | 規 程 等 の 整 備 | 2 | 2 |
| | 未 収 金 | 1 | 1 |
| | 物 品 等 管 理 | 1 | 1 |
| | 現 金 等 管 理 | 1 | 1 |
| | 小 計 | 7 | 14 |
| 主 務 課 | 補 助 金 | 1 | 1 |
| | 小 計 | 1 | 1 |
| | 合 計 | — | 15 |

※ 小計欄の団体数については、重複分を除いている。

(別紙)

令和4年度財政援助団体等監査の実施状況(32団体)

1 総務部関係(1団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-------------|---------|------|----------------------|------------|------|
| 大学コンソーシアム長崎 | 書面監査 | 補助金 | 大学コンソーシアム長崎活性化事業費補助金 | 2,050,000円 | — |

2 地域振興部関係(3団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-------------------|-----------|------|--------------------------|--------------|-------|
| 長崎国際航空貨物ターミナル株式会社 | 令和5年1月11日 | 出資 | 出資率 25.6% | 277,000,000円 | 下田 芳之 |
| オリエンタルエアブリッジ株式会社 | 令和5年1月11日 | 補助金 | 長崎県航空機購入費補助金(運航費関係) | 124,539,798円 | 下田 芳之 |
| | | 補助金 | 長崎県航空機購入費補助金(機体取得関係) | 126,315,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県離島航空路線確保対策補助金(安全整備関係) | 19,820,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金 | 13,099,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金 | 15,000,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県離島航空路線運航費緊急対策事業支援金 | 120,000,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県離島航空路線運航継続緊急対策事業支援金 | 108,900,000円 | |
| | | 補助金 | 離島航空路線利用促進事業助成金 | 16,558,764円 | |
| | | 補助金 | 長崎県交通事業者への使用料支援金 | 518,284円 | |
| | | 補助金 | 長崎県営空港保安施設検査業務補助金 | 2,190,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県緊急雇用維持助成金 | 1,000,000円 | |
| 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会補助金 | 7,410,000円 | — |
| | | 負担金 | 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会会費 | 3,600,000円 | |

3 文化観光国際部関係(3団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-------------------|-----------|------|--|----------------|----------------------------------|
| 株式会社 乃村工藝社 | 令和5年1月16日 | 指定管理 | 長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅園庄吉ミュージアムの指定管理業務 | 373,375,000円 | 下田 芳之 礪山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 長崎県文化団体協議会 | 書面監査 | 補助金 | 文化団体助成費補助金 | 14,438,000円 | — |
| 一般社団法人 長崎県観光連盟 | 令和5年1月16日 | 補助金 | 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(運営費) | 43,000,583円 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| | | 補助金 | 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(事業費) | 3,801,907,986円 | |
| | | 補助金 | 令和2年度一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金(事業費) | 228,585,735円 | |
| | | 補助金 | 長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金 | 184,689,039円 | |
| | | 補助金 | 長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金(経済対策) | 2,625,911円 | |
| | | 補助金 | 令和2年度長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金 | 64,777,900円 | |
| | | 補助金 | 令和2年度長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・グレードアップ事業補助金(経済対策) | 112,157,677円 | |
| | | 負担金 | 長崎県観光キャンペーン事業負担金 | 13,255,810円 | |

4 県民生活環境部関係(3団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-----------------------------|-----------|------|-------------------------|-------------|----------------|
| 特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき | 書面監査 | 指定管理 | 県民ボランティア活動支援センターの指定管理業務 | 15,554,000円 | — |
| 一般社団法人 長崎県安全運転管理 協議会 | 書面監査 | 指定管理 | 長崎交通公園の指定管理業務 | 13,418,370円 | — |
| 公益財団法人 長崎県食肉衛生協会 | 令和5年1月11日 | 出資 | 出資率 100% | 10,000,000円 | 礪山 和仁 前田 哲也 |

5 福祉保健部関係(5団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財源区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|----------------------------|------------|------|--|--------------|----------------|
| 一般社団法人 佐世保市医師会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金 (看護師等養成所運営等事業) | 24,358,000円 | - |
| | | 補助金 | 長崎県私立高等学校等就学支援金 | 568,032円 | |
| 公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団 | 令和4年12月15日 | 出資 | 出資率 49.7% | 100,000,000円 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| | | 補助金 | 長崎県明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費 等補助金 | 41,316,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県地域医療介護総合確保基金事業(元気高 齢者の活躍促進事業(人材育成事業))補助金 | 2,944,000円 | |
| 社会福祉法人 大空の会 | 令和5年1月24日 | 出資 | 出資率 100% | 10,000,000円 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 一般社団法人 長崎県障害者スポーツ 協会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金 | 5,524,000円 | - |
| | | 補助金 | 障害者スポーツ活動等振興事業補助金 | 258,000円 | |
| 一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連 合会 | 令和4年12月15日 | 補助金 | 長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助金 | 4,200,000円 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| | | 補助金 | 長崎県ひとり親家庭指導者人材育成事業補助金 | 208,121円 | |

6 産業労働部関係(6団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財源区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|---------------------|------------|------|---------------------------|----------------|----------------------------------|
| 佐世保商工会議所 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金 | 75,254,801円 | - |
| 島原商工会議所 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金 | 32,456,000円 | - |
| | | | 小規模事業者支援計画推進補助金 | 833,000円 | |
| 長崎県商工会連合会 | 令和4年12月15日 | 補助金 | 長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金 | 1,071,917,500円 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| | | 補助金 | 長崎県農工商連携ファンド支援事業費補助金 | 8,501,505円 | |
| | | 補助金 | 長崎県食料産業活性化促進事業費補助金 | 7,543,000円 | |
| | | 補助金 | 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金 | 50,845,000円 | |
| | | 補助金 | 産地活力強化事業費補助金 | 3,988,000円 | |
| | | 補助金 | 小規模事業者支援計画推進補助金 | 12,012,000円 | |
| 公益財団法人 長崎県産業振興財団 | 令和4年12月15日 | 出資 | 出資率 79.7% | 194,000,000円 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| | | 補助金 | 長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金 | 95,801,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県新産業創出支援事業費補助金 | 73,838,908円 | |
| | | 補助金 | 長崎県設備資金貸付事業推進費補助金 | 2,780,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金 | 8,155,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金 | 5,930,772円 | |
| | | 負担金 | 長崎県企業誘致特別強化対策事業費負担金 | 104,723,542円 | |
| 株式会社 トラスティ建物管理 | 書面監査 | 指定管理 | 長崎県勤労福祉会館の指定管理業務 | 4,450,000円 | - |
| 長崎県労働者福祉協議 会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県労働者福祉活動促進事業費補助金 | 2,215,000円 | - |

7 農林部関係(4団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-----------------------|------------|------|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 一般社団法人 長崎県農業会議 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県農業委員会交付金等(長崎県農業委員会ネットワーク機構補助金) | 23,252,000円 | - |
| | | 交付金 | 長崎県機構集積支援事業交付金(ネットワーク機構) | 8,127,000円 | |
| | | 補助金 | 産地と地域を支える集落営農育成推進事業費補助金 | 1,425,691円 | |
| | | 補助金 | 農業法人経営体育成推進事業費補助金 | 2,097,000円 | |
| 諫早大村地域鳥獣被害防止対策協議会 | 書面監査 | 補助金 | ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 | 6,504,000円 | - |
| 公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会 | 令和4年12月15日 | 補助金 | 長崎県指定野菜価格安定対策事業費補助金 | 285,689,000円 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| | | 補助金 | 長崎県特定野菜等価格安定対策事業費補助金 | 19,632,857円 | |
| | | 補助金 | 長崎県契約指定野菜安定供給事業費補助金 | 14,118,000円 | |
| | | 補助金 | 長崎県契約特定野菜等安定供給促進事業費補助金 | 5,315,033円 | |
| 公益財団法人 諫早湾地域振興基金 | 令和5年1月11日 | 出資 | 出資率 95.0% | 1,672,000,000円 | 砺山 和仁 前田 哲也 |

8 土木部関係(3団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|------------------------|------------|------|-----------------------|-------------|----------------|
| 一般社団法人 長崎県公園緑地協会 | 書面監査 | 指定管理 | 平戸公園及び田平公園の指定管理業務 | 37,911,000円 | - |
| 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体 | 書面監査 | 指定管理 | 百花台公園及び百花台森林公園の指定管理業務 | 33,282,000円 | - |
| 長崎県土地開発公社 | 令和4年12月15日 | 出資 | 出資率 100% | 50,000,000円 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |

9 交通局関係(1団体)

| 監査対象団体 | 委員監査年月日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|-------------|------------|------|------------------|-------------|----------------|
| 長崎県中央バス株式会社 | 令和4年12月15日 | 出資 | 出資率 100% | 90,000,000円 | 下田 芳之 前田 哲也 |

10 教育庁関係(1団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財援区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|------------------|---------|------|-------------------|------------|------|
| 鹿町工業高等学校寄宿舎運営協議会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金 | 5,265,000円 | - |

11 警察本部関係(2団体)

| 監査対象団体 | 委員実地監査日 | 財源区分 | 監査対象となった財政援助等の内容 | 金額 | 監査委員 |
|---------------------------|------------|------|--------------------|--------------|----------------|
| 公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター | 令和4年12月15日 | 出資 | 出資率 78.2% | 555,278,000円 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| | | 補助金 | 長崎県暴力追放運動推進センター補助金 | 4,999,000円 | |
| 公益社団法人 長崎県防犯協会連合会 | 書面監査 | 補助金 | 長崎県防犯協会連合会補助金 | 3,878,000円 | — |

※: 監査委員欄には、実地監査を行った委員名を記載している。

報告事項(4)資料②

監査の結果にかかる措置状況について
(指摘事項・意見)

教 育 政 策 課

令 和 5 年 5 月

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期) (指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|--|---|
| 1 | 教育 | 島原農業高等学校 | 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。 | <p>生産物の販売委託契約について、平成16年の法改正により委託先を告示し、見やすい方法により公表を行うこととなりました。</p> <p>法改正により告示、公表をしなけられなくなったことを認識していなかったことが原因です。</p> <p>出納局からの通知(令和5年2月21日付R04-17030-02948「歳入の徴収又は収納の事務の私人への委託における事務の取扱いについて(通知)」)を受け、所管課が県内すべての高校の該当案件を取りまとめて県公報へ掲載することとなりました。</p> <p>今後は、事務室内の職員において通知の内容をよく理解し、委託契約後、所管課へ県公報へ掲載依頼をし、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 2 | 教育 | 北松農業高等学校 | 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。 | <p>生産物の販売については、周辺の私人と委託販売契約を締結し、販売及び当該物品販売代金の受領を委託しています。その精算方法は私人より月末締で1か月の売り上げをまとめた報告書により、本校で調定を行い、納入通知書を私人あて交付し、納付期日までに納入するようにしていました。歳入の「徴収」とは県の歳入を調定し、納入通知書を発行し収入を受け入れる行為であり、「収納」とは調定し納入通知のあった県の収入を受け入れる行為と整理していたため、該当しないものと考えていましたが、この行為は地方自治法令第158条第1項に該当するとの指摘を受けました。本校における歳入の「徴収」と「収納」の解釈に誤りがあったことが原因です。</p> <p>地方自治法令第158条第1項をあらためて事務室全職員で確認をし、現在本校が行っている生産物等売払いに係る委託販売契約が歳入の徴収又は収納の委託に該当することを確認しました。</p> <p>今後は、委託契約を締結後すみやかに所管課へその旨報告をし、県公報へ掲載依頼をし適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 3 | 教育 | 大村城南高等学校 | 生産物等の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。 | <p>複数の事業者と農産物の販売委託契約を締結しており、物品の売払いにかかる収納事務を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていないとの指摘を受けました。</p> <p>締結している販売委託契約において、地方自治法施行令第158条第1項各号に規定されている私人への歳入の徴収または収納の事務の委託契約にあたるという認識がなかったため告示等を行っていないことが原因です。</p> <p>今後は、物品の売払いにかかる収納の徴収又は収納の事務を私人に委託した時は、所管課に県公報へ掲載依頼し適正な事務処理に努めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期) (指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---|--|
| 4 | 教育 | 五島南高等学校 | 浄化槽の維持管理において、法定水質検査の実施前に不要な水質検査を行っている。 | <p>浄化槽の水質検査は、年に1回浄化槽協会が行う法定水質検査と、浄化槽の所有者が自主的に実施する水質検査があり、本校の合併型浄化槽においては例年11月に浄化槽協会の法定検査を受検するとともに、自主水質検査を年2回、10月と1月に実施しておりました。そのうち10月に実施している自主検査が法定水質検査と時期が近いことから、不要な検査を行っているものとして指摘を受けました。</p> <p>自主的に水質検査を行っていた経緯としては、従前設置していた腐敗型浄化槽の排水水が水質基準値を満たさなかったことを起因とし、周辺漁業等への影響を鑑みて自主的に水質検査をはじめたものでした。しかしながら、自主検査と法定検査で効果の重なる調査を適当な間隔を設けずに実施していたため、結果として不要な検査が生じていました。</p> <p>浄化槽保守点検業者と浄化槽の状態を踏まえて協議した結果、定例的な自主水質検査は取りやめるとし、浄化槽点検の際に異常があった場合のみ水質検査を実施することとします。</p> <p>今後、所属内で今回の監査結果について研修を行うとともに、各種検査、業務委託等の実施の際には法的根拠がわかる資料を添付するよう徹底いたします、また、各検査等の実施時期及び内容を確認し不要な検査等がないか確認し適正な事務に努めてまいります。</p> |
| 5 | 教育 | 島原農業高等学校 | 備品購入において、地方機関で購入することができる金額を超えて購入している。 | <p>予定価格が160万円未満の備品の購入については、随意契約となるため学校において調達が可能であると判断し学校で購入しましたが、財務規則第3条の規定を認識しておらず指摘を受けました。備品1点の予定価格が100万円を超える場合は、学校で購入できないことを認識していなかったことが原因です。</p> <p>今後は、事務室全体で出納局のFAQや財務会計事務の手引きの該当部分について、確認と情報共有を行い、備品の購入方法について、事務室全体で情報を共有し適切に処理されているか確認を行い適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 6 | 教育 | 大崎高等学校 | 植木剪定及び枯松伐採業務委託の見積合わせにおいて、提出期限を過ぎた見積書を有効として見積決定を行っている。 | <p>植木剪定及び枯松伐採業務委託について見積提出期限を50分過ぎた見積書を有効として見積決定を行っていました。見積書審査時点での担当者による見積執行の期限日時の照合不足及びその後の見積決定者(事務長)の確認不足と回覧時の他の職員の確認不足が原因です。指摘を受け、見積決定者、担当者など、事務室全員に今回のミスの経緯と結果を説明及び情報共有し、見積要件等を入念にチェックし、業者決定を行うことを確認しました。今後は、見積決定時における審査において、全員で提出期限も含めた見積要件を満たしているかどうかのチェックを行い再発防止に努めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期) (指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---|--|
| 7 | 教育 | 奈留高等学校 | PCR検査において、見積書を徴取していない。 | <p>島内に対応できる病院が一つしかないため、随意契約で行うこととしましたが、その際に口頭で金額を確認したものの、見積書の徴取を失念し、指摘を受けたものです。当時は新型コロナウイルスの対応に追われ、その中で見積書の徴取をしていなかったことに気づいていませんでした。</p> <p>その後は、参考見積書の作成依頼時から、ファックスやメールで依頼をし、相互に残る形をとるようにしています。各種伺いの確認において、決裁後においても再度職員と見合わせることで、二重のチェックを行うようにしています。</p> |
| 8 | 教育 | 長崎工業高等学校 | 溶接ヒューム(マンガン)濃度測定業務委託において、測定結果に対する換気等の措置を講じた後、法で定める効果確認のための再測定を行っていない。 | <p>作業場所4か所において溶接ヒューム(マンガン)濃度測定を行った結果、3か所においてマンガンとしての基準値を超過していました。溶接方法の見直し、集じん装置による集じんや移動送風機による送風の実施など、発生ヒューム量の低減装置の検討をすすめられました。また、要求防護係数を上回る呼吸用保護具を着用する配慮が求められ、実習の際には呼吸用保護具を着用し、教室出入口扉、窓の開放及び換気扇の稼働や送風機による換気の徹底を行っていますが、その後の濃度測定については未実施の状況でしたので、特定化学物質障害予防規則第38条の21第4項により、その結果を測定するための再度の濃度測定が必要との指摘を受けました。</p> <p>再度の濃度測定が必要だという認識が不足していたため、未実施のままになっていたことが原因です。</p> <p>委託業者によると再測定は、何らかの措置を施していなければできないと説明がありました。そこで、工事業者に現状を見てもらい、必要と思われる取替修繕等を見積を取りました。今年度所管課に予算要求を行い、取替修繕等を施した上で再測定を行います。</p> <p>今後は、適用される法令について事務室全員で把握に努めます。また、生徒、職員の当該作業を直接指導管理する職員と連携を取り、実習環境の改善に努めてまいります。</p> |
| 9 | 教育 | 鹿町工業高等学校 | 油圧万能試験機設置に伴う付帯工事の設計委託において、FAX見積が同価の場合のくじによる決定手順を誤っている。 | <p>見積書提出業者3者中上位2者の見積額が同額であったため、FAXによるくじで業者決定を行ったが、入札・契約事務マニュアルでは見積書到達の順番をくじの要件に入れるところを、FAXくじの到達順で処理をしていたものです。</p> <p>入札・契約事務マニュアルに記載されているFAXくじによる業者決定方法について、その内容を十分に確認していなかったことに加え、業者決定時の伺い内容について、職員相互のチェック体制が機能していなかったことが誤りの原因です。</p> <p>予備監査後、今回の指摘内容が起こった原因と防止策について話し合う時間を設け、業務にあたる際には必ずマニュアルの関係箇所を確認しておくことや職員相互のチェック体制の強化の必要性を再認識したところです。</p> <p>今後は、同様のミスが起きることがないように入札・契約事務マニュアルの内容を確認しながら、事務処理を行うとともに、職員相互でのチェック体制を徹底して、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期)(指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|-----------|--|---|
| 10 | 教育 | 島原特別支援学校 | 浄化槽ブロー修理の契約において、見積書を徴取していない。 | <p>設備保全の緊急性・安全性の確保を理由として、1者随意契約により実施したところですが、本来徴取すべき見積書の徴取を失念しておりました。</p> <p>そのため、担当者みみの業務にならないよう、起案者と発注者を別の職員とするなど、相互チェック体制を整えたところです。</p> <p>今後は、事務室内での業務を相互共有するとともに、改めて業務における規則、マニュアルを再確認するよう努めてまいります。</p> |
| 11 | 教育 | 諫早東特別支援学校 | 自家用電気工作物保守管理業務において、契約期間内に点検が実施されていない。 | <p>令和3年度の自家用電気工作物保守管理業務委託(契約期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日)について、点検が隔月実施であることから、点検結果報告書を6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回分を綴っていた。しかし4月分の報告書は令和4年度契約の4月分であったため、令和3年度契約分の点検結果報告書は5回分しか綴じられていない、1回点検が実施されていないという内容です。(令和3年度4月分の点検は実施済み)</p> <p>当契約の点検結果報告書をひと綴りのファイルとしてまとめていたものを、過去に年度別ファイルに整理した際、年度切れ目で一回分ずれたことに気付かずそのまま保存していたことが原因です。</p> <p>保管している点検結果報告書について、隔月実施であることから、年度ごとに4月から3月の6回分になるよう整理しました。</p> <p>今後は、点検結果報告書の提出があった際、内容を確認及び保管方法を確認し適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 12 | 教育 | 長崎工業高等学校 | ろ過装置ろ材取替工事において、設計に誤りがあり、予定額の積算が不十分である。 | <p>当初設計時点では、ろ過装置建設時のメーカーに確認の上、支持骨材(2mm～4mm)2700ℓで設計を行い、競争見積を実施し工事に着手したところですが、工事の過程でろ過装置内部の支持骨材引抜施工中にストレーナが未設置であることが判明しました。</p> <p>小粒の支持骨材(2mm～4mm)1種類のまま使用すると装置故障の原因となるため、4種類の大きさの支持骨材に仕様変更し、変更契約(増額)を行い、当初契約した支持骨材(2mm～4mm)は、他に使用する予定もなく、学校内に保管する場所もないため返品処分したところです。</p> <p>そのため、通常の工事においては設計時と異なる部材の使用は考えられるが、設計時の部材を使用しなかったとしてもその分の部材を支払うことはなく、結果として県に損害を与えてしまっているとの指摘を受けたところです。</p> <p>ストレーナが未設置であることを把握していなかったことに加え、参考見積業者の仕様・数量を、そのまま採用して、積算したことが原因です。</p> <p>今後は、参考見積を徴取した際は、内訳をそのまま仕様書として採用するのではなく、他の見積業者がその内容で適正な見積が可能かどうか、仕様書検討委員会や事前に直接業者に確認するなどし、積算内容について精査してまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期)(指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---|---|
| 13 | 教育 | 西陵高等学校 | <p>県立学校ICT活用授業推進事業(1人1台パソコン)により導入したタブレット型パソコンについて、貸付の決定がないまま生徒へ貸付を行っている。</p> <p>また、受領書徴取と貸付物品返却確認チェック表の確認が組織として行われていない。</p> | <p>県立学校ICT活用授業推進事業(1人1台パソコン)により導入したタブレット型パソコンの貸付書類一式を確認された際、貸付決定に係る校内決裁の書類を整備しておりませんでした。</p> <p>職員室担当者との連絡がうまくいっておらず、また貸付決定をしなければいけない事の認識不足だったため、校内決裁がされていなかったことが原因です。</p> <p>今後は、貸付規程の確認を徹底し職員室担当者との連絡を密にして決裁漏れ等がないよう適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 14 | 教育 | 西陵高等学校 | <p>カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、西陵高等学校所有以外のものが多数置かれており、管理が不十分である。</p> | <p>カヌー艇庫に西陵高校所有以外のものが置いてあり、所管転換等せずにそのままにしていたため指摘されたものです。大会などの時、合同で使用し、運搬も合同で行っているに伴いそのまま西陵高校のカヌー艇庫に置いていました。確認は各顧問が行っていましたが、管理が不十分でした。</p> <p>長崎鶴洋高校、長崎西高校の備品だったものは、所管転換受入をし、カヌー協会、カヌー部のものにはシールを貼りどこの持ち物かわかるようにしました。</p> <p>今後は、本校所有のものとはそれ以外のものと区別できるように整理して適切な物品管理に努めてまいります。</p> |
| 15 | 教育 | 長崎鶴洋高等学校 | <p>カヌー艇庫に保管しているカヌー等について、長崎鶴洋高等学校以外の物品が多数置かれており、管理が不十分である。</p> | <p>カヌー艇庫には、部活動所有物品、水産科関係の物品、体育保健課登記の物品及びカヌー協会など他団体の物品が置かれた状況になっていました。そのため、一見して誰のものか判別できない実態にあり、管理が不十分になっていました。</p> <p>県の物品は毎年物品点検を行っていましたが、他団体の物品配置まで認識していなかったことが原因です。</p> <p>今後は、他団体も含め、すべての関係職員の立ち合いのもと艇庫内の物品すべてを整理し、一覧表を作成し所有者名を記したラベルを貼付し、適切に管理いたします。</p> |
| 16 | 教育 | 国見高等学校 | <p>学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、安全点検が実施されていない。</p> | <p>学校内の施設及び設備について、日常的な点検は行っていたものの、管理職をはじめとして職員の理解が不足していたことから、法に基づく学校安全計画の策定及び安全点検がなされていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和4年12月に法に基づき学校安全計画を整備し、令和5年3月に安全点検を実施しました。</p> <p>今後は、年度初めの職員会議において、安全計画を提示し、年3回の安全点検について説明を行うとともに、安全点検を行事予定にも明示し見える化を図ることで、点検漏れを防止し、あわせて、職員の学校安全に関する意識を高めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期)(指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|-----------|--|--|
| 17 | 教育 | 佐世保商業高等学校 | 一般国道204号に設置している学校の案内柱について、道路法に基づく道路占用許可を受けておらず、管理が不十分である。 | <p>開校後すぐに学校が設置した案内柱(旧国道に設置)は佐世保市の許可を申請し、今も関係書類があるが、新国道(204号線)に設置してある案内柱については道路占用許可関係書類が見当たらず、道路占用許可を受けることなく今に至っていることに対して、指摘を受けたところです。</p> <p>新国道の許可の管轄が県北振興局のため、担当課に確認したが、申請書類は見当たらなかったことから、新国道が開通(昭和の終わり頃)した際に、道路占用許可を受けるべきであったことを失念していたことが原因と考えております。</p> <p>道路占用許可の申請手続きについては、現在、所管課である教育環境整備課が道路維持課と協議を行っているところです。</p> <p>今後、協議結果を受け、道路占用許可が必要かどうかも含め、所有者が学校であるとの判断を適切に行ったうえで、案内柱の変色等がないか定期的な点検を行い、安全管理を行ってまいります。</p> |
| 18 | 教育 | 長崎鶴洋高等学校 | 臨海実習場に係る取水管について、占用許可を受けないまま道路及び漁港施設を占用している。 | <p>海中の取水口からポンプ室を通して臨海実習場の水槽まで海水を供給している取水管が市道と市の港湾施設を経由しているにもかかわらず、臨海実習場開設当時から占有許可を受けておりませんでした。</p> <p>臨海実習場開設当時に占有許可申請を行っておらず、その後も占有許可を受けていない状態であることを認識していなかったことが原因です。</p> <p>予備監査後、直ちに長崎市の担当課に確認のうえ協議し、占有許可を受けたところです。</p> <p>今後は、公有財産の適正管理の徹底に努めてまいります。</p> |
| 19 | 教育 | 五島海陽高等学校 | 学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、定期的な安全点検が実施されていない。 | <p>施設設備の点検については、本校では安全衛生委員会で年に3回の施設点検を定め、全職員で目視点検を実施しており、その都度不良箇所等の対応を行ってきたところです。また事務職員においても一週間に1回の頻度で施設の目視点検を行っていることで、点検を行っているという認識をもっていました。</p> <p>しかしながら、点検票を用いる等の確認方法が取れていなかったため、客観的に見て体系的な安全点検の実施が確認できないとの指摘を受けたところです。</p> <p>一方で、学校保健安全法に基づく学校安全計画については管理職をはじめ職員の理解が不足していたことにより、作成がなされておりました。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、法に基づき学校安全計画を整備しました。また、点検記録を残すことも含め、安全点検票の作成・運用について全職員に周知し、共通理解を図ったところであり、今後も機会を捉え職員研修を行うなど、再発防止に努めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期)(指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|--|---|
| 20 | 教育 | 鶴南特別支援学校 | 学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されていない。 | <p>「学校保健安全指導計画」は策定していましたが、その計画の中に学校安全に必要な内容が含まれていませんでした。なお、学校安全の内容の記載はありませんでしたが、必要な安全点検・職員研修・安全指導等は体系的に実施していました。</p> <p>今回の指摘は、管理職をはじめとする教職員が、法に基づく学校安全計画の策定について理解していなかったことが大きな要因であると考えています。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、学校保健安全法及び県教育委員会作成の「学校における安全管理の手引」に基づいて、次年度の学校要覧への学校安全計画の登載や、内容に不備がないか確認を行ったところです。</p> <p>令和5年度以降は、学校要覧に学校安全計画を登載することで、学校全体の安全教育、安全管理、研修体系を実効性のあるものにするとともに、教職員全体で児童生徒が安全に生き生きと活動ができる教育環境の整備に努めてまいります。</p> |
| 21 | 教育 | 諫早農業高等学校 | 公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリストが作成されていない。また、公用車等運転確認簿が作成されていない車両がある。さらに、道路交通法施行規則の一部改正を反映した、公用車の公用車等運転確認簿の整備がなされていない。 | <p>日常点検チェックリストについては、平成24年度の管財課長通知に基づき、給油時にスタンドの方にチェックしてもらうことで対応していた。また公用車等運転確認簿については、車検を要する(公道を走る)車両以外は作成が必要との認識がありませんでした。また、道路交通法施行規則改正を反映した確認簿については、所管課からの通知を待っていたため作成が遅れ、公用車等運転確認簿は、施行規則改正については把握しておりましたが、所管課からの通知を待っておりませんでした。その他については、疑問をいったり確認することなく、従前の事務処理を続けておりました。</p> <p>令和4年度末に、県教委から公用車等運転確認簿の様式とともに、交通法規の遵守を求める通知が発出されアルコールチェックなどを含めて、通知どおりに服務規律確保に取り組んでおります。</p> <p>今後は、公用車等運転確認簿を毎月確認するなど、服務規律確保について形骸化などすることのないよう取り組み適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 22 | 教育 | 大村工業高等学校 | 保管金において、税務署へ納付すべき所得税等の一部が4年にわたり払い出されていない。 | <p>保管金出納通知簿照会の期間を本来は月の初日から末日までに設定すべきところを9月10日～9月30日及び4月10日～4月30日に設定して照会していたため、当該税金の納付確認ができておらず、未納となっていました。</p> <p>未納が判明してすぐに諫早税務署源泉徴収税担当に報告し、延滞金なしを確認し納付しました。</p> <p>保管金出納通知簿照会では残額を確認できないため、保管金出納簿照会を使用して残額確認をし、払出をするよう改めました。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期) (指摘)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 機関名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|----------|---------------------------------|--|
| 23 | 教育 | 清峰高等学校 | 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。 | <p>令和3年11月報告(令和3年10月分)に係る公金支出情報のうち、外部講師に対する報償費及び旅費(それぞれ1件)について、県の公開基準に基づき、個人名を非表示とすべきところを、表示していたため指摘を受けたものです。</p> <p>定例的な登録業務に対し、決裁時に事務室内のチェック機能が有効に働かなかったものと考えられます。</p> <p>年度当初に、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、「根拠を明確にする」という事務の基本に対する意識を常に持つこと、定例的な業務について、思い込みで業務を行うことがないよう研修を実施しました。また、個人ではなく、チームで仕事をする意識を持って相互チェックをすることを再確認しました。</p> <p>今後は、今まで以上に声を掛け合いながら、事務室全体で相互チェックをおこない、適正な事務処理に努めてまいります。</p> |
| 24 | 教育 | 川棚特別支援学校 | 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。 | <p>令和4年4月分の公金支出情報システムにおいて、保護者の個人名であったにも関わらず6月中旬から11月下旬までの間表示しておりました。</p> <p>通常は、公金支出情報公開作業時に非表示にする作業をしています。しかし該当の1件については支出時に非表示にすべきでありましたが、多くの支出件数の中で見落としとしてしまいました。また、内部公開時に修正の機会もありましたが気が付かずにそのまま公開してしまいました。</p> <p>個人情報掲載の指摘を受け、すぐに個人名非表示への修正依頼を行い、該当保護者へ状況の説明とお詫びを致しました。</p> <p>今後は公金支出情報システム公開の作業時に、見落としがないようにチェックをすることに加え、内部公開時にも必ず複数で確認することし、個人情報の漏洩がないよう適正な事務処理に努めてまいります。</p> |

令和4年度 普通会計定期監査結果(後期) (意見)に係る措置(様式2-1)

| 番号 | 部局名 | 課(室)名 | 監査の結果 | 講じた措置 |
|----|-----|--------------------|---|---|
| 1 | 教育 | 児童生徒支援課 教育環境整備課 | <p>学校保健安全法に定める学校安全計画の策定等について</p> <p>平成21年4月1日から改正施行された学校保健安全法により、全ての学校において、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、県立学校において、同法に基づく学校安全計画が策定されていない事例、安全点検が実施されていない事例、安全点検の実施が確認できない事例が少なからず見受けられたので、所管課においては、県立学校に対し、同法に基づく計画の策定及び施設設備の安全点検等を適正に行うよう指導し徹底された。</p> | <p>今回定期監査において、複数の学校が学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定しておらず、また、法に基づく安全点検がなされていないとの指摘を受けたことは、教育委員会として大変重く受け止めています。</p> <p>今回の指摘・指導については、学校の管理職をはじめとする教職員の学校保健安全法に対する理解不足、また、県教育委員会として、学校に対し法の主旨等の周知が十分ではなかったことも要因であると考えています。</p> <p>このため、令和5年3月8日付でR04-40160-02120「各学校における学校安全の取組の徹底について(依頼)」を児童生徒支援課長・教育環境整備課課長名で発出し、学校保健安全法に基づき、全ての学校において児童生徒等の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検などについて学校安全計画を策定し、これらを実施しなければならないことを改めて徹底するよう指導するとともに、全県立学校から学校安全計画の提出を求め、その作成状況を確認いたしました。</p> <p>また、令和5年4月の県校長会において、法に基づく安全計画の作成及び安全点検の実施について改めて指導するとともに、安全点検の結果施設設備に不具合があった場合、職員で共有し、速やかに改善を図っていただくよう依頼したところです。</p> <p>今後も機会を捉え、学校へ法に基づく学校安全計画の策定及び施設・設備の安全点検の実施を徹底するよう周知し、児童生徒が安心して学校で過ごすことができよう、学校における安全の確保に努めてまいります。</p> |